

平成30年

第1回市議会定例会 議案第28号

函館市監査委員条例の一部改正について

函館市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市監査委員条例の一部を改正する条例

函館市監査委員条例（昭和24年函館市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「選任する」を「選任される」に改め、同条中「第196条第1項の規定により」を「第196条第6項に規定する」に、「選任する」を「選任される」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴い規定を整備するため